



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

丸三金属裁判 審 玉石混交のグレー判決

石川つばさの2016年3月議会での発言は名誉棄損として丸三金属が、

- ①損害賠償 1000 万円
- ②新聞に謝罪広告・ブログで謝罪
- ③訴訟費用の石川負担

などを求めた裁判の一審判決が言い渡されました。判決は、

- ①損害賠償 30 万円
- ②謝罪不要
- ③訴訟費用 1/30 負担 (29/30 は丸三金属負担)

というものでした。

税不正を認定

最大の争点であった税不正の有無は、実習生らに対して、扶養控除対象者として実在しない親族を記載するよう指示していたとして、税不正が有ったと認定されました。

“担当者の独断”

ただ、不正は担当者が行ったもので会社は関与していなかったとして、「丸三金属が不正を行っている」という石川の主張は事実と反するとの理由で左記判決が下りました。

会社は指示していない、知らなかった、という会社側の主張が採用されたことで、傍聴者からは「アメフトの監督と同じだ」との声が聞かれました。

この他、28 ページに及ぶ判決には様々な認定事実が記されています。中身をしっかりと精査したうえで、今後の対応については、判決を知った日から2週間以内に判断することとなります。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

編集：石川つばさを支援する会